

6 教教人 10 号  
令和 6 年 5 月 8 日

各都道府県・指定都市教育委員会教職員人事主管課長  
各都道府県教育委員会教員免許事務主管課長  
各都道府県私立学校主管課長 殿  
附属学校を置く各国公立大学法人担当課長  
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の  
認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課長

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課長  
後 藤 教 至

「特別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針」及び  
「免許外教科担任の許可等に関する指針」の改訂について（通知）

特別免許状は、教員免許状を有しないが優れた知識経験等を有する社会人を教師として学校現場に迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や、その活性化を図るために授与することができる免許状です。

文部科学省においては、都道府県教育委員会による特別免許状の授与に当たっての参考として、平成 26 年に「特別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針」を策定するとともに、更なる円滑な授与に資するため、令和 3 年に当該指針を改訂しました。

この度、都道府県教育委員会による特別免許状の更なる積極的な授与に資するよう、「『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～（答申）」（令和 4 年 12 月 19 日中央教育審議会。以下「中教審答申」という。）を踏まえ、別添のとおり「特別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針」を、「特別免許状の授与及び活用等に関する指針」（以下「特別免許状授与指針」という。）として改訂しました。

都道府県教育委員会においては、本指針を参考にし、特別免許状の基準の策定（未策定の場合）や改訂、基準や授与手続の公表、運用の見直しを行うとともに、域内の市区町村教育委員会及び学校等と十分に連携し、特別免許状の積極的な授与を行うようお願いします。なお、本指針は特別免許状の授与に当たって参考

として示すものであり、都道府県教育委員会において自らが適切と認める場合には、指針の記載内容によることなく、積極的に特別免許状の授与を行うことが期待されます。特に小学校教諭の特別免許状の授与に当たっては、授与候補者の専門的な知識経験等に基づく複数教科の授与や、小学校高学年における教科担任制の推進に向けた専科指導の対象教科（例えば、外国語、理科、算数及び体育）についても、積極的な授与を検討いただくようお願いします。

また、中学校、高等学校等において、相当の免許状を有する者を教科担任として採用することができない場合に、1年に限り、校内の他の教科の教員免許状を有する教師に、免許外の教科を担当することを許可することが可能です（免許外教科担任）。

免許外教科担任については、その許可件数の更なる縮小と、許可が行われる場合の教育の質の向上を図るため、文部科学省において、平成30年10月に「免許外教科担任の許可等に関する指針」（以下「免許外教科担任指針」という。）を策定したところです。

この度、「義務教育の在り方ワーキンググループ中間まとめ」（令和5年12月28日中央教育審議会初等中等教育分科会個別最適な学びと協働的な学びの一体な充実に向けた学校教育の在り方に関する特別部会義務教育の在り方ワーキンググループ）及び「高等学校教育の在り方ワーキンググループ中間まとめ」（令和5年8月31日中央教育審議会初等中等教育分科会個別最適な学びと協働的な学びの一体な充実に向けた学校教育の在り方に関する特別部会高等学校教育の在り方ワーキンググループ）等を踏まえ、免許外教科担任指針を改訂しました。

教師の採用権者におかれては、遠隔授業の積極的な活用による免許外教科担任の許可件数の縮小や免許外教科担任に対する支援又は負担軽減による教育の質の向上に努めていただくようお願いします。

特別免許状指針及び免許外教科担任指針の改訂に関する概要は下記のとおりですので、都道府県・指定都市教育委員会においては域内の市町村教育委員会（指定都市を除く。）及び所管の学校（幼稚園及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園を除く。以下同じ。）、都道府県知事においては所轄の学校に対して、附属学校を置く国公立大学法人においては管下の附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体におかれては域内の株式会社立学校及びそれを設置する学校設置会社に対して、本件について周知いただくようお願いします。

その際、学校における働き方改革の観点から、周知の範囲及び方法について

は、全ての学校に一律に通知する以外にも、例えば、他案件とまとめて周知する、教育委員会主催の教員研修の場で配布する等、貴課において必要に応じてご判断いただきますよう、お願い申し上げます。

## 記

### 第1 改訂の経緯

#### 1 「特別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針」関係

中教審答申においても示されているとおり、学校を取り巻くあらゆる課題や社会のニーズに対応するための質の高い教職員集団の形成に当たっては、個々の教師の資質能力の向上に加え、学校組織のレジリエンス（復元力、立ち直る力）を高めることが重要であり、教職員集団の構成要素の一つとして、適度な多様性が必要である。そのためには、教師一人一人の専門性を高めることに加え、学校組織が多様な専門性や背景を持つ人材を積極的に取り込んでいくことが重要である。また、令和4年度からは、小学校高学年からの教科担任制が本格的に導入されており、小学校においても、特定の教科に関する専門的な知識経験等を有する者が教師として活躍する可能性が高まっているものと考えられる。特別免許状は、こうした多様な専門性を有する教職員集団の構築を図るための仕組みの一つであり、より一層活用を推進していく必要がある。

特別免許状の授与件数は、近年、増加傾向にあるものの、都道府県によっては消極的な運用実態等がみられることから、中教審答申において、特別免許状の運用の見直しが提言されたところである。

上記を踏まえ、都道府県教育委員会による特別免許状の更なる積極的な授与に資するよう、別添1のとおり「特別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針」を、「特別免許状の授与及び活用等に関する指針」として改訂したこと。

#### 2 「免許外教科担任の許可等に関する指針」関係

「義務教育の在り方ワーキンググループ中間まとめ」（令和5年12月28日中央教育審議会初等中等教育分科会個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた学校教育の在り方に関する特別部会義務教育の在り方ワーキンググループ。以下「中間まとめ」という。）等を踏まえ、中学校段階における遠隔教育特例校制度の見直しが行われるとともに、「高等学校教育の在り方ワーキンググループ中間まとめ」（令和5年8月31日中央教育審議会

初等中等教育分科会個別最適な学びと協働的な学びの一体な充実に向けた学校教育の在り方に関する特別部会高等学校教育の在り方ワーキンググループ)を踏まえ、高等学校における「教科・科目充実型」の遠隔授業について、一定の要件の下、受信側の教師の要件の弾力化が行われた。

また、特に義務教育段階については、中間まとめにおいて、免許外教科担任の解消に向けて、「教科・科目充実型」の遠隔授業を積極的に活用することが望ましいことや、やむを得ず免許外教科担任を許可せざるを得ない場合においても、免許外教科担任への支援策として、当該教科の領域の一部について「教科・科目充実型」や「教師支援型」の遠隔授業を活用することが適切である旨を明確化することについても提言されたところである。

上記を踏まえ、別添3のとおり、免許外教科担任指針を改訂したこと。

## 第2 改訂の概要

### 1 「特別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針」関係

#### (1) 第1章「特別免許状の趣旨」関係

特別免許状の授与のみならず、採用や研修等も含めた総合的な指針とするため、名称を「特別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針」から「特別免許状の授与及び活用等に関する指針」と改めたこと。

#### (2) 第2章「特別免許状を活用した採用等」関係

特別免許状指針に、以下の①～④の内容を新たに加えたこと。

- ① 特別免許状が、任命又は雇用しようとする者（以下「採用権者」という。）による推薦に基づいて授与を行う制度であることを理由に、授与基準や手続について、採用権者向けのみならず、一般向けに公表されていない事例が散見される。

こうした状況を踏まえ、特別免許状の授与を希望する者の予見可能性を高める観点から、都道府県教育委員会が行う教育職員検定の審査基準を明確化し、任命権者等に限らず、学校現場や一般向けに広く周知する等、手続の透明化を図っていくことが求められること。例えば、各都道府県教育委員会のホームページ等において、特別免許状に関する個別の案内ページ等を作成し、授与手続に関する情報（授与から採用までの流れ、授与基準や申請手続、受付時期や審査実施方法、標準処理期間等）はもとより、教員採用選考に関する情報（特別免許状を活用した採用選考の案内、採用実績（学校種・教科別）や採用計画（数値目標を含む）等）や、採用後の処遇等に関する情報（資格や勤務経験、年齢等に応じた待遇の目安、採用前後の研修や講習、勤務形態の例等）などについて

分かりやすい形で公表することなどが望まれること。【第1節】

- ② 一部の自治体では、特別免許状の授与を前提に、高度理系人材や英語のネイティブスピーカー、ICTのスペシャリスト、スポーツや文化芸術で優秀な活動実績を有する者等を対象とした採用選考試験を実施している。各任命権者においては、こうした好事例も参考にしながら、特別免許状の授与を前提とした採用選考試験の実施・拡大を積極的に検討することが望ましいこと。【第2節】
- ③ 特別免許状は、その効力に期限の定めはないが、免許状の効力と任用形態は必ずしも連動するものではなく、特別免許状授与者の任用形態については、必ずしも常勤フルタイムの教師としての勤務を前提とした制度ではなく、非常勤（パートタイム）の教師を始め、任期付採用や臨時的任用教員、会計年度任用職員等、当該教師の配置の必要性に応じて、様々な方法が考えられること。  
したがって、教科に関する優れた知識経験等を有する者について、任期等を限定して任用したい場合には、臨時免許状を授与するのではなく、特別免許状を授与した上で、任期付きや非常勤として任用することが適当であること。【第2節】
- ④ 複数免許状の所有の観点から、既にある学校種及び教科の特別免許状を授与され、学校現場で一定の経験を積んだ者について、普通免許状を基礎として他の学校種の免許状を取得する場合と同等の勤務経験と講習履修歴がある場合には、当該教科に係る他の学校種の特別免許状を授与することも考えられること。【第3節】

### (3) 第3章「特別免許状の授与」関係

特別免許状指針に、以下の①及び②の内容を新たに加えたこと。

- ① 特別免許状の授与候補者の知識経験等について、教職課程を経て取得する普通免許状との同等性を過度に重視するあまり、指導計画・指案・教材の作成、指導方法・指導技術等について知識経験等を有していないことを理由に授与が進んでいないとの指摘も一部にある。特別免許状は、飽くまで普通免許状を有する者とは異なった知識経験等を評価し授与するために設けられた免許状であるという制度の趣旨を踏まえ、特別免許状の授与の前段階において、指導方法・指導技術等に関する普通免許状との同等性を過度に重視しすぎるがあまり、特別免許状の本来の趣旨が損なわれることのないよう、制度の活用を図るに当たってその趣旨を改めて確認しておく必要があること。【第1節第1項】
- ② 特別免許状の授与候補者の専門性が教科の内容の一部にのみしか該

当しないことを理由に、特別免許状の授与に慎重になっている事例も一部にある。教科に関する専門的知識経験・技能については、教科の内容を完全に包含することを求めるのではなく、自身の専門分野を中核として、当該教科に関する知識がある場合には、特別免許状を授与することも考えられること。【第1節第1項】

#### (4) 第4章「特別免許状授与者に対する研修等」関係

特別免許状指針に、以下の①及び②の内容を新たに加えたこと。

- ① 都道府県教育委員会や市区町村教育委員会、勤務校等において、当該特別免許状取得者の実情に応じて、管理職の支援の下、採用前後の適切な時期に、基本的な教職教養、最新の教育事情、児童生徒に対する理解、指導方法等に関する研修を実施すること。その際、独立行政法人教職員支援機構が提供しているオンデマンド研修動画「校内研修シリーズ」や、国において令和5年度中に整備し、令和6年度から稼働している「全国教員研修プラットフォーム」(Plant)等も活用されたいこと。また、計画的に大学における教職科目の履修を促すことも考えられること。【第1節】
- ② 採用後、教師として様々な専門的な業務を担うに当たり、教師として共通的に求められる資質等について身に付け、研鑽していく必要があることから、特別免許状による入職後、一定期間教職を務めた者に関しては、教職大学院へ派遣し、専修免許状を取得させることも考えられること。【第3節】

#### 2 「免許外教科担任の許可等に関する指針」関係

免許外教科担任指針に、以下の(1)及び(2)の内容を追加したこと。

- (1) 免許外教科担任の解消に向けては、「教科・科目充実型」の遠隔授業を積極的に活用することが考えられること。「教科・科目充実型」の遠隔授業を活用するに当たっては、以下の点に留意すること。
- ① 中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程及び特別支援学校中学部(以下「中学校等」という。)においては、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第77条の2の規定に基づき、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施することが可能であること。さらに、「学校教育法施行規則第77条の2の規定に基づき、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる場合を定める件」(令和元年文部科学省告示第56号)により、都道府県教育委員会等の適切な関与の下、中学校等において、

生徒の教育上適切な配慮がなされているものとして同告示に掲げる基準を満たしていると認められる場合であれば、文部科学大臣の指定によらず、相当免許状を有する教師等（教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号。以下「免許法」という。）第 3 条の 2 の特別非常勤講師や免許法第 16 条の 5 第 2 項の中学校専科担任を含む。以下同じ。）による「教科・科目充実型」の遠隔授業が実施可能となっていること。

この場合において、「教科・科目充実型」の遠隔授業の受信側の教室に配置しなければならない教師は、当該教科の相当免許状が不要であることから、従来、当該教科を担当していた者に対する免許外教科担任の発令を解消することが可能であること。

このほか、中学校等において「教科・科目充実型」の遠隔授業の活用に係る留意事項等については、「義務教育段階における質の高い教育の実現に向けた遠隔教育の活用について（通知）」（令和 6 年 3 月 29 日付け 5 文科初第 2543 号初等中等教育局長通知）を確認されたいこと。

（参考）義務教育段階における質の高い教育の実現に向けた遠隔教育の活用について（通知）

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/zyouhou/detail/1420756\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1420756_00001.htm)

- ② 高等学校、中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部（以下「高等学校等」という。）においても、学校教育法施行規則第 88 条の 3 に基づき、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施することが可能であること。

高等学校等においては、中学校等の場合と異なり、「高等学校等におけるメディアを利用して行う授業の実施に係る留意事項」（27 文科初第 289 号。5 文科初第 2030 号最終改正。）に定める一定の要件を満たす場合には、例外的に、受信側の教室等に必ずしも当該高等学校等の教師を配置することを要しない（一定の要件を満たす場合は、当該高等学校等の職員を配置可能）ことから、従来、当該教科を担当していた者に対する免許外教科担任の発令を解消することが可能であること。

このほか、高等学校等において「教科・科目充実型」の遠隔授業を行う際の留意事項等については、「高等学校等における多様な学習ニーズに対応した柔軟で質の高い学びの実現について（通知）」（令和 6 年 2 月 13 日付け 5 文科初第 2030 号初等中等教育局長通知）を確認されたいこと。

（参考）高等学校等における多様な学習ニーズに対応した柔軟で質の高い学びの実現について（通知）

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/kaikaku/1358056.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kaikaku/1358056.htm)

(2) 免許外教科担任が対面で指導している場合でも、当該免許外教科担任への支援策として「合同授業型」や「教師支援型」の遠隔授業により、当該教科に関する相当免許状を有する者や当該教科に関する専門家等が遠隔で授業に参画することは、免許外教科担任の支援や負担軽減につながるとともに、授業の質を高める上で有益と考えられること。

さらに、免許外教科担任の負担軽減のため、当該教科に係る全ての授業を当該免許外教科担任が担当するのではなく、当該教科の領域の一部（例えば、「技術」の中の「プログラミング」に係る授業）について、相当免許状を有する教師等が遠隔で指導し、その間の受信側教師として、当該免許外教科担任以外の教師を配置することも考えられる。なお、この場合には「教科・科目充実型」の遠隔授業となり、必要な基準を満たす必要があることに留意が必要であること。

## 第2 その他

特別免許状の活用にあたっては、「「特別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針」の改訂を踏まえた積極的な取組の依頼について」（令和4年3月31日付け3教教人第43号総合教育政策局教育人材政策課長通知）、「教師不足に対応するための教員免許状等に係る留意事項等について」（令和4年4月20日総合教育政策局教育人材政策課事務連絡）も改めて確認いただきたいこと。

### 添付資料：

- 別添1 「特別免許状の授与及び活用等に関する指針」（令和6年5月8日最終改訂）
- 別添2 「特別免許状の授与及び活用等に関する指針」改訂概要
- 別添3 「免許外教科担任の許可等に関する指針」（令和6年5月8日最終改訂）

### 参考資料：

- 「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～（答申）（令和4年12月19日中央教育審議会）

[https://www.mext.go.jp/content/20221219-mxt\\_kyoikujinzai01-1412985\\_00004-1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20221219-mxt_kyoikujinzai01-1412985_00004-1.pdf)

- 義務教育の在り方ワーキンググループ中間まとめ（令和5年12月28日中央教育審議会初等中等教育分科会個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた学校教育の在り方に関する特別部会義務教育の在り方ワーキンググループ）

[https://www.mext.go.jp/content/20240119-mxt\\_syoto02-000033394\\_2.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20240119-mxt_syoto02-000033394_2.pdf)

- 高等学校教育の在り方ワーキンググループ中間まとめ（令和5年8月31日中央教育審議会初等中等教育分科会個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた学校教育の在り方に関する特別部会高等学校教育の在り方ワーキンググループ）

[https://www.mext.go.jp/content/20230901-mxt\\_koukou01-000031697\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20230901-mxt_koukou01-000031697_1.pdf)

本件担当：

文部科学省 総合教育政策局

教育人材政策課教員免許・研修企画室 法規係

電話：03-5253-4111(内線：3969)

E-MAIL：[menkyo@mext.go.jp](mailto:menkyo@mext.go.jp)

# 特別免許状の授与及び活用等に関する指針

平成 26 年 6 月 19 日策定  
令和 3 年 5 月 11 日一部改訂  
令和 6 年 5 月 8 日一部改訂

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

## 目次

第 1 章	特別免許状の趣旨	1
第 2 章	特別免許状を活用した採用等	3
第 1 節	特別免許状授与申請手続等の整備及び周知	3
第 2 節	特別免許状の授与を前提とした採用選考	3
第 3 節	既に特別免許状を授与された者の任命・雇用	4
第 3 章	特別免許状の授与	5
第 1 節	授与候補者の教師としての資質の確認	5
第 1 項	教科に関する専門的な知識経験又は技能	5
第 2 項	社会的信望、教師の職務を行うのに必要な熱意と識見	9
第 2 節	任命権者等の推薦による学校教育の効果的実施の確認	10
第 3 節	授与候補者の教師としての資質についての第三者の評価を通じた確認	10
第 4 節	教育職員検定の具体的な審査方法等	10
第 4 章	特別免許状授与者に対する研修等	12
第 1 節	研修計画の立案、実施	12
第 2 節	学習指導要領等の共通理解のための体制	12
第 3 節	特別免許状を活用した入職後の教師としての研 鑽 <sup>さん</sup>	12
12		
第 5 章	その他	13

## 第 1 章 特別免許状の趣旨

---

- 特別免許状は、教員免許状を持たないが優れた知識経験等を有する社会人等を教師として迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や、その活性化を図ること目的として授与する免許状である。
- すなわち、教職課程を経していないながらも、教師として学校教育に貢献することのできる優れた知識経験等を有する者が授与対象者となる。したがって、特別免許状の授与に当たり行う教育職員検定は、外国の教職課程を経ていることを前提として行う教育職員免許法第 18 条に基づく教育職員検定とは異なる。
- 令和 2 年度から始まった新たな学習指導要領では、「社会に開かれた教育課程」を掲げ、学校教育を学校内に閉じずに社会と連携しながら実現することとされている。また、『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～（答申）（令和 4 年 12 月 19 日中央教育審議会）では、学校が、直面する様々な教育課題を克服できる組織として進化するためには、学校組織のレジリエンス（復元力、立ち直る力）を高めることが重要であり、教職員集団の構成要素の一つとして、適度な多様性が必要と指摘されている。
- 社会に開かれた教育課程を実現するとともに、教職員集団の多様性を高めるためには、教師一人一人の専門性を高めることに加え、多様な専門性や背景を持つ人材を学校組織の中に積極的に取り込んでいくことが必要である。特別免許状による教師としての入職は、そのための一つの方策であり、積極的な活用が望まれる。
- 文部科学省において、平成 26 年に特別免許状の授与に当たり都道府県教育委員会<sup>1</sup>が行う教育職員検定等に関する指針（以下「本指針」という。）を策定するとともに、令和 3 年に柔軟な授与が可能となるよう本指針の改訂を行ったこと等により、都道府県教育委員会における特別免許状に係る審査基準の策定が進み、特別免許状の授与件数の増加が一定進んでいる。また、令

---

<sup>1</sup> 特別免許状は、都道府県教育委員会のほか、構造改革特別区域法第 19 条第 1 項の規定に基づき内閣総理大臣の認定を受けた市区町村教育委員会においても、教育上の特別の事情があり、当該市区町村が給与等を負担する場合には、当該市区町村内で有効な特別免許状を授与することが可能。

和4年7月の教員免許更新制の発展的解消に伴い、特別免許状についても有効期限のない免許状となった。

- 一方、特別免許状の授与が、
  - ・教科について、英語や看護に偏っていること
  - ・都道府県によって、授与基準にばらつきが見られることといった課題が指摘されている。
  
- これらの課題に対して、特別免許状は、飽くまで普通免許状を所有する者とは異なった知識経験等を評価し授与するために設けられた免許状であるという制度の趣旨を踏まえ、特別免許状の授与の前段階において、指導方法・指導技術等に関する普通免許状との同等性を過度に重視するあまり、特別免許状の本来の趣旨が損なわれることのないよう、制度の活用を図るに当たってその趣旨を改めて確認しておく必要がある。
  
- 本指針は、特別免許状は、教師の任命権者・雇用者（以下「任命権者等」という。）の推薦に基づき、教科に関する多様な知識経験・技能を評価し授与する免許状であり、「任命・雇用」を前提としている制度であること等を踏まえ、特別免許状の授与のみならず、採用や研修等も含めた特別免許状に関する総合的な指針として、都道府県教育委員会による特別免許状の趣旨を踏まえた積極的な授与に資するとともに、特別免許状所有者による教育の質を担保できるよう、参考として示すものである。
  
- 各都道府県教育委員会においては、本指針を参考としつつ特別免許状の授与を行うことが想定されるが、自らが適切と認める場合には本指針の記載内容によることなく、積極的に特別免許状の授与を行うことも許容され、かつ期待される。

## 第2章 特別免許状を活用した採用等

---

### 第1節 特別免許状授与申請手続等の整備及び周知

各都道府県教育委員会においては、域内の市区町村教育委員会及び学校等と十分に連携し、特別免許状の授与を希望する市区町村教育委員会や学校等の要望を酌み取り、適切に手続が行われるよう、申請手続の整備及び周知を行うことが適切である。授与候補者が勤務することが予定されている市区町村教育委員会や学校法人等が学校教育の効果的実施を図るために特別免許状の授与が必要であると考えていることや、授与候補者が例えば転職等により学校現場に参画する際に円滑な移行を行えるよう配慮する必要があることを踏まえ、できるだけ迅速な手続が可能となるよう、手続の在り方については、都道府県教育委員会の事務負担には配慮しつつも、申請は常時受け付けるなど不断の改善を図っていくことが望まれる。

また、特別免許状の授与を希望する者の予見可能性を高める観点から、都道府県教育委員会が行う教育職員検定の審査基準を明確化し、任命権者等に限らず、学校現場や一般向けに広く周知する等手続の透明化を図っていくことが求められる。例えば、各都道府県教育委員会のホームページ等において、特別免許状に関する個別の案内ページ等を作成し、授与手続に関する情報（授与から採用までの流れ、授与基準や申請手続、受付時期や審査実施方法、標準処理期間等）はもとより、教員採用選考に関する情報（特別免許状を活用した採用選考の案内、採用実績（学校種・教科別）や採用計画（数値目標を含む）等）や、採用後の処遇等に関する情報（資格や勤務経験、年齢等に応じた待遇の目安、採用前後の研修や講習、勤務形態の例等）などについて分かりやすい形で公表することなどが望まれる。

### 第2節 特別免許状の授与を前提とした採用選考

特別免許状は、任命権者等が、学校教育の効果的な実施に特に必要があると認める場合において行う推薦に基づいて行う教育職員検定により授与される免許状であり、特別免許状の授与と教育職員としての任命・雇用は表裏一体である。一部の自治体では、特別免許状の授与を前提に、高度理系人材や英語のネイティブスピーカー、ICTのスペシャリスト、スポーツや芸術で優秀な活動実績を有する者等を対象とした採用選考試験を実施している。

各任命権者等においては、こうした好事例も参考にしながら、特別免許状の授与を前提とした採用選考試験の実施・拡大を積極的に検討することが望ましい。

なお、特別免許状は、普通免許状を所持する者とは異なった知識経験等を評

価し授与するものであり、免許状の効力に期限の定めはないが、免許状の効力と任用形態は必ずしも連動するものではない。したがって、特別免許状授与者の任用形態については、必ずしも常勤（フルタイム）の教師としての勤務を前提とした制度ではなく、非常勤（パートタイム）の教師をはじめ、任期付採用や臨時的任用教員、会計年度任用職員等、当該教師の配置の必要性に応じて、様々な方法が考えられることも確認しておく必要がある。

したがって、教科に関する優れた知識経験等を有する者について、任期等を限定して任用したい場合には、臨時免許状を授与するのではなく、特別免許状を授与した上で、任期付きや非常勤として任用することが適当である。

### 第3節 既に特別免許状を授与された者の任命・雇用

既に特別免許状を授与されている者を任命・雇用する場合には、前任校における勤務実績及び評価について確認すること。複数免許状の所有の観点から、既にある学校種及び教科の特別免許状を授与され、学校現場で一定の経験を積んだ者について、普通免許状を基礎として他の学校種の免許状を取得する場合と同等の勤務経験と免許法認定講習等の講習履修歴がある場合には、当該教科に係る他の学校種の特別免許状を授与することも考えられる。

また、授与候補者に既に他の都道府県教育委員会から特別免許状が授与されている場合は、原則として、他の都道府県教育委員会の判断を尊重しつつ確認を行うことが考えられる。

## 第3章 特別免許状の授与

---

特別免許状の授与に当たっての教育職員検定においては、主に次に掲げる3点を確認することが適切である。

- 授与候補者の教師としての資質の確認【第3章第1節】
- 任命権者等の推薦による学校教育の効果的実施の確認【第3章第2節】
- 授与候補者の教師としての資質についての第三者の評価を通じた確認【第3章第3節】

具体的な内容は、第3章第1節から第3節までに示すとおりである。

授与候補者に臨時免許状を授与している場合や特別非常勤講師制度を活用している場合等は、その実績を十分踏まえて確認を行うことが考えられる。こうした場合、必要に応じて、当該臨時免許状又は特別非常勤講師としての勤務実績及び評価について確認をすることが適当である。

### 第1節 授与候補者の教師としての資質の確認

授与候補者の教師としての資質については、第1項及び第2項に掲げる観点を中心に検定を行うことが適切である。

#### 第1項 教科に関する専門的な知識経験又は技能

教科に関する専門的な知識経験又は技能は、教科に関する専門分野に関する職業等の従事経験について、次の①又は②の基準に該当することを確認することが考えられるが、以下の(例)に掲げる項目に係る状況等により優れた知識経験等を有することが確認できる場合で、第1節第2項、第2節及び第3節の確認が行われた場合には、次の①又は②の基準のみによることなく、各都道府県教育委員会の判断で特別免許状の授与を行うことが適当である。

なお、特別免許状は、飽くまで普通免許状を所有する者とは異なった知識経験等を評価し授与するために設けられた免許状であるという制度の趣旨を踏まえ、特別免許状の授与の前段階において、指導方法・指導技術等に関する普通免許状との同等性を過度に重視するあまり、特別免許状の本来の趣旨が損なわれることのないよう、制度の活用を図るに当たってその趣旨を改めて確認しておく必要がある。

- (例)
1. 外国の教員資格の保有
  2. 教科に関する専門的な知識経験又は技能を有すると認められる資格
  3. 修士号、博士号等の学位の保有（博士号取得者については、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を身に付けたことを認められた者であることから、原則として専攻分野に相当する教科に関する専門的な知識経験等を備えていることが想定される。）
  4. 各種競技会、コンクール、展覧会等における実績（特に、競技会においてはオリンピック競技大会等国際的な規模において行われるものに出場した者、日本選手権若しくはこれに準ずる全国規模の大会において優秀な成績を収めた者又はこれらの者を指導育成した実績を有する者については、原則として体育又は保健体育に関する専門的な知識経験等を備えていることが想定される。また、音楽や美術、工芸、書道の教科に関連する世界規模で行われるコンクールや展覧会等に参加や出展する者や、全国規模のもので優秀な成績を収めた者は原則として当該教科に関する専門的な知識経験等を備えていることが想定される。）
  5. 大学における教職科目のうち都道府県教育委員会が必要と認めるものの履修又は教職を志望する者を対象とした体系的な研修の受講の状況
  6. 学校現場における過去の勤務経験、免許状の授与に先立って行われる教員採用選考試験や模擬授業の実施による評価その他の各都道府県教育委員会が優れた知識経験等を有することを確認するために適切と認める事項の評価

- ① 学校教育法第1条に規定する学校又は次に掲げる教育施設における教科に関する授業に携わった経験が、最低1学期間以上にわたること。

- イ 平成3年文部省告示第91号又は第120号により指定又は認定された在外教育施設
- ロ 日本国内にある教育施設であって、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に対応する外国の課程と同等の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられたもの
- ハ 日本国内にある教育施設であって、その教育活動等について、次に掲げる団体の認定を受けたもの
  - ・アメリカ合衆国カリフォルニア州に主たる事務所が所在する団体であるウェスタン・アソシエーション・オブ・スクールズ・アンド・カレッジズ(略称WASC)
  - ・アメリカ合衆国コロラド州に主たる事務所が所在する団体であるアソシエーション・オブ・クリスチャン・スクールズ・インターナショナル(略称ACSI)
  - ・アメリカ合衆国ジョージア州に主たる事務所が所在する団体であるコグニア
  - ・アメリカ合衆国マサチューセッツ州に主たる事務所が所在する団体であるニュー・イングランド・アソシエーション・オブ・スクールズ・アンド・カレッジズ(通称NEASC)
  - ・オランダ王国南ホラント州に主たる事務所が所在する団体であるカウンセル・オブ・インターナショナル・スクールズ(略称CIS)
  - ・スイス連邦ジュネーブ市に主たる事務所が所在する団体であるスイス民法典に基づく財団法人である国際バカロレア事務局(略称IBO)

- ② 教科に関する専門分野に関する勤務経験等(営利企業やその他の法人(社団法人、財団法人、NPO法人等)、外国にある教育施設等におけるもの)が、おおむね3年以上あること。

(例)

- ・企業等における教科と関連する専門分野に関する職業経験
- ・外国にある教育施設における勤務経験
- ・大学における助教、助手、講師経験
- ・各種競技会等に向けた選手等としての活動
- ・派遣された海外における教科と関連する専門分野の国際貢献活動の経験 等

#### **【参考：在留資格について】**

授与候補者が日本国籍を有していない場合、我が国において教育活動等を行うためには、在留資格を有していることが必要である。

特別免許状の授与及び在留資格の取得に係る主なケースは以下のとおり。

- (1) 外国にある教育施設等において教科に関する専門分野に関する勤務経験等がある者に対し、特別免許状を授与する場合

- ① 外国にある教育施設等において、おおむね3年の勤務経験

- ↓
- ②教育職員検定を受けるため渡日  
【「短期滞在」（15～90日）の在留資格】
- ↓
- ③教育職員検定合格、特別免許状の授与
- ↓
- ④教師（講師など）として勤務  
【「教育」（3月～5年）の在留資格（注1）】

（注1）特別免許状の授与後、そのまま我が国での勤務を開始するためには、地方入国管理官署において「教育」の在留資格への変更が認められる必要がある。

**（2）渡日した後に、特別非常勤講師や外国語指導助手（ALT）等として、学校において教科に関する授業に携わり、その経験に基づき特別免許状を授与する場合**

- ①特別非常勤講師やALT等として学校に勤務するため渡日  
【「教育」の在留資格（注2）】
- ↓
- ②特別非常勤講師やALT等として、1学期間以上にわたる勤務経験
- ↓
- ③教育職員検定
- ↓
- ④教育職員検定合格、特別免許状の授与
- ↓
- ⑤教師（講師など）として勤務

（注2）渡日前に在留資格認定証明書の交付を受けていることが必要（当該申請を行うに際しては、申請人の活動内容等を明らかにする資料として、雇用者等が発行する勤務内容が記された書類等の提出が必要※）。そのためには、学歴要件や報酬要件を満たしていることに加え、ALTとして勤務する場合は、当該外国語により12年以上の教育を受けていること、外国語以外の科目の指導助手として勤務する場合は、教育機関において当該科目の教育について5年以上従事した実務経験を有していることが必要。

※その他の提出資料の詳細については法務省HPを参照。

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/status/instructor.html>

また、教科に関する専門的知識経験・技能については、教科の内容を完全に包含することを求めるのではなく、自身の専門分野を中核として、当該教科に関する知識がある場合には、特別免許状を授与することが可能である。

（自身の専門分野を中核として教科に関する知識があると考えられる例）

※飽くまで一例であり、以下に限るものではない。

○外国語

- ・ 海外において英語での研究発表や企業活動を行い優れた業績を挙げた者について、英語を中核として「外国語」に関する知識経験・技能を有する場合

○理科

- ・ 化学の博士号取得者について、専門分野である化学を中核として「理科」に関する知識経験・技能を有する場合
- ・ 機械設計の技術者について、専門分野である力学や機械工学を中核として「理科」に関する知識経験・技能を有する場合

○算数・数学

- ・ 理学の博士号取得者について、専門分野であるデータサイエンスを中核として「算数」「数学」に関する知識経験・技能を有する場合

○体育・保健体育

- ・ 一つの競技種目について優れた成績を有する者について、その種目の知識経験・技能を中核として「体育」「保健体育」に関する知識経験等を有する場合

## 第2項 社会的信望、教師の職務を行うのに必要な熱意と識見

社会的信望及び教師の職務を行うのに必要な熱意と識見は、次の①及び②の方法により確認することが考えられる。

- ① 授与候補者が提出した推薦（第2節の推薦も含み2通以上。勤務予定校以外の日本の学校における学校活動実績（臨時免許状又は特別免許状の授与を受けて教科に関する授業に携わっている場合、特別非常勤講師としての活動のほか、学習指導員等の活動も含む。）や学校外の活動における児童生徒への学習活動の支援実績がある場合には、当該校の設置法人の役員や校長等管理職等による推薦を含むことが望ましい。）の内容評価
- ② 本人の申請（志願）理由

## 第2節 任命権者等の推薦による学校教育の効果的実施の確認

任命権者等による授与候補者の推薦において、授与候補者を配置することにより配置された学校の教育が効果的に実施されることを確認することが適切である。

その際、次の①、②及び③の観点により確認することが考えられる。

- ① 授与候補者を配置することにより実現しようとしている教育内容
- ② 授与候補者に対し、特別免許状を授与する必要性があること
- ③ 第4章第1節（研修計画の立案、実施）及び第2節（学習指導要領等の共通理解のための体制）に関する対応状況

## 第3節 授与候補者の教師としての資質についての第三者の評価を通じた確認

授与候補者の教師としての資質についての第三者の評価を通じた確認は、教育職員免許法第5条第5項及び教育職員免許法施行規則第65条の4に定める学識経験を有する者（大学の学長、教職課程を有する学部の学部長、校長等）により行われることが必要である。その際、面接により当該確認を行うことが考えられるが、既に臨時免許状や特別免許状の授与を受けて教科に関する授業に携わっている者や特別非常勤講師制度等の活用により推薦を行う任命権者等が勤務実態を把握している者について当該確認を行う場合その他各都道府県教育委員会が適切と認める場合には、書面による確認など必ずしも面接という方法によらないことも許容される。

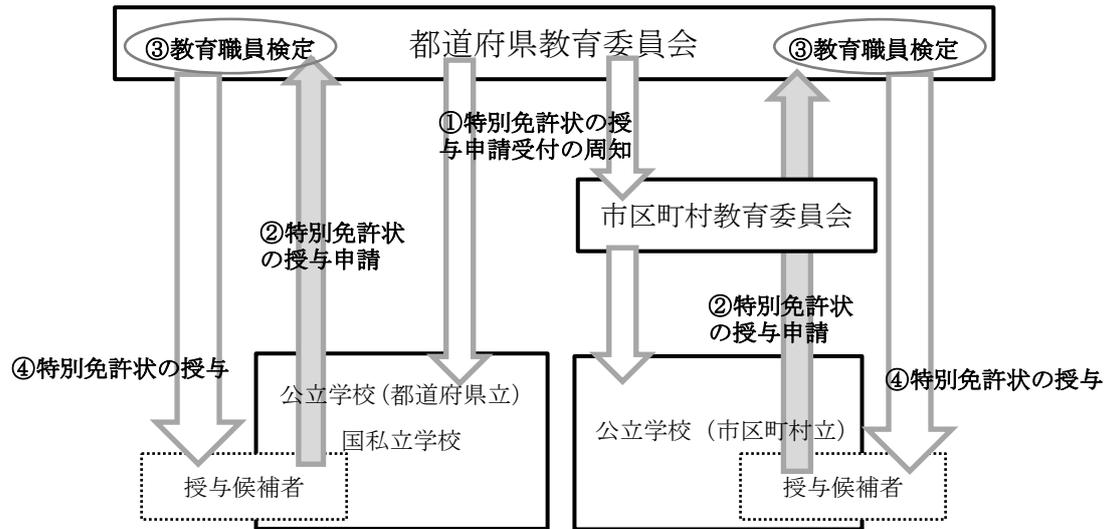
## 第4節 教育職員検定の具体的な審査方法等

第3章（第3節を除く）に挙げた事項の確認に当たっては、まず、教育委員会における審査を行うことが適当である。

その上で、教育委員会が審査上合格可能と考える者のみを対象とし、審査結果の概要を学識経験を有する者に伝達の上、当該概要と合致する人物であるかを確認することを目的に、第3章第3節の授与候補者に対する学識経験を有する者による面接その他の方法による確認を実施し、その評価を聴取の上、教育職員検定の合格を決定することが妥当である。

なお、教育職員検定を実施する都道府県教育委員会においては、授与候補者が勤務することが予定されている市区町村教育委員会や学校法人等の推薦や要望等を十分考慮した上で審査を行うことが求められる。

※ 特別免許状授与申請手続の流れ（例）



## 第4章 特別免許状授与者に対する研修等

---

### 第1節 研修計画の立案、実施

特別免許状を授与されて教職に就く者は、各教科において自らの専門性を活かしつつも、総合的な学習の時間や道徳、特別活動（学級担任を含む。）、生徒指導等も担当可能であり、教師として様々な専門的な業務を担うことになるが、一般的に、指導計画・指導案・教材の作成、指導方法・指導技術等に通じていないと考えられる。

このため、都道府県教育委員会や市区町村教育委員会、勤務校等において、当該特別免許状所有者の実情に応じて、管理職の支援の下、採用前後の適切な時期に、基本的な教職教養、最新の教育事情、児童生徒に対する理解、指導方法等に関する研修を実施すること。その際、独立行政法人教職員支援機構が提供しているオンデマンド研修動画「校内研修シリーズ<sup>2</sup>」や、国において令和5年度中に整備し、令和6年度から稼働している「全国教員研修プラットフォーム」(Plant)等も活用されたい。また、計画的に大学における教職科目の履修を促すことも考えられる。

### 第2節 学習指導要領等の共通理解のための体制

担当する教科に関する学習指導要領及び教科書の内容の趣旨並びに校務に関する共通理解を図るため、基本的な日本語力が不十分な特別免許状所有者に対しては、学校又は設置者において説明・支援を行うこと。

### 第3節 特別免許状を活用した入職後の教師としての研鑽<sup>さん</sup>

採用後、教師として様々な専門的な業務を担うに当たり、教師として共通的に求められる資質等について身に付け、研鑽<sup>さん</sup>していく必要があることから、特別免許状による入職後、一定期間教職を務めた者に関しては、教職大学院へ派遣し、専修免許状を取得させることも考えられる<sup>3</sup>。

---

<sup>2</sup> <https://www.nits.go.jp/materials/intramural/>

<sup>3</sup> 教育職員免許法第6条及び別表第3の規定により、特別免許状を有する者は、免許状取得後3年以上良好な成績で勤務した場合、大学等において一定の単位を修得する事により、専修免許状の授与が可能となる。

## 第5章 その他

---

特別免許状は、普通免許状と同様に学校教育活動を行うことが想定される者に対して授与されるものである。一方、教科の領域の一部のみを担当させる場合には、特別非常勤講師の届出により年間を通して対応することが可能である（この場合、当該教科の免許状を所有し、当該教科を主として担当する教師が当該校に配属されていることが必要）。また、ゲストティーチャーや、当該教科を主として担当する教師とのチーム・ティーチングなど、免許状を所有する教師と常時一緒に授業に携わる場合には、特別免許状の授与や特別非常勤講師の届出は不要である。

なお、各学校の判断により、放課後や土曜日等の教育活動として、教育課程外の活動を自主的に実施する場合に配置される学習指導員等としての活動についても、特別免許状の授与や特別非常勤講師の届出は不要である。

教育委員会及び学校においては、個々のケースに応じ最適な制度を活用し、免許外教科担任の許可を安易に行うことなく、普通免許状所有者とともに地域の人材や知識経験等を有する社会人等を学校に迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や、その活性化を図っていくこと。

また、特別非常勤講師制度を活用して第3章第1節第1項の（例）6. に示す事項を審査することも可能である。

# 特別免許状の授与及び活用等に関する指針（概要）

- 特別免許状とは、**教員免許状を持たないものの、優れた知識経験等を有する社会人等を教員として迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や、その活性化を図るため、都道府県教育委員会が授与する免許状。**授与に係る審査基準は、**都道府県教育委員会毎に定められている。**
- 特別免許状の円滑な授与に向けて、**平成26年に授与に係る指針を策定、令和3年5月に改訂。**さらに、『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～（答申）」（令和4年12月9日中央教育審議会）を踏まえ、**特別免許状のより円滑な活用にに向けて、令和6年5月8日に指針を改訂。**

## 【主な基準】（1、2及び3を満たすこと）

1. 教員としての資質の確認（（1）と（2）を満たすこと）

（1）教科に関する専門的な知識経験又は技能（①又は②のいずれかに該当すること）。

**R6改訂のポイント② 制度趣旨を踏まえ、授与の前段階で指導方法・技術等に関し、普通免許状との同等性を過度に重視することのないよう明記。**

① 学校（学校教育法第1条に規定する学校）又は在外教育施設等において**教科に関する授業に携わった経験**【最低1学期以上】  
（※特別非常勤講師としての勤務も含む）

又は

② 教科に関する専門分野に関する**勤務経験等**（企業、外国にある教育施設等におけるもの）【概ね3年以上】  
（例）・ 企業やNPO等における英語等による勤務経験  
・ 教科と関連する専門分野の資格を活用した職業経験  
・ 外国にある教育施設における勤務経験  
・ 大学における助教、助手、講師経験 等

※ **優れた知識経験等を有することが確認できる場合は、①、②の確認基準によらない特別免許状の授与が可能**

例）オリンピック等国際大会の出場者 → 体育等 国際的なコンクールや展覧会 → 音楽、美術等 博士号取得者 → 専攻分野に相当する教科

（2）社会的信望、教員の職務を行うのに必要な**熱意と識見**（推薦状や志願理由書により確認。学習指導員やブリーフスクールの勤務経験も加味。）

2. 学校教育の効果的実施の確認

任命者又は雇用者による推薦状において、授与候補者の配置により**学校教育が効果的に実施されることを確認**する。

3. 第三者の評価を通じた資質の確認

**学識経験者により、授与候補者の教員としての資質を確認**する。（※任命者及び雇用者が勤務状況を把握している場合は、面接によらない確認も可能。）

## 【その他】

**R6改訂のポイント⑤ 特別免許状を活用した採用選考の実施の促進、授与基準や手続等の透明化等について記載**

（1）各都道府県教育委員会においては、**特別免許状の授与を前提とした採用選考の積極的な実施を検討**するとともに、受付時期や手続の利便性の向上、審査基準の明確化を含む**申請手続を透明化し、任命権者のみならず一般向けに対しても広く周知**を行うこと。

（2）教育委員会や勤務校において、普通免許状所有者が指導・支援を行う形で、**特別免許状所有者の実情に応じた研修計画を立案、実施**すること。

**R6改訂のポイント③ 特別免許状授与者が、一定の勤務経験と講習履修歴がある場合、他校種の特別免許状の授与を認めることも考えられることを明記。**

**R6改訂のポイント④ 特別免許状授与者について、任期付きや非常勤として任用することも可能であることを明確化。**

## 免許外教科担任の許可等に関する指針

平成30年10月5日策定  
令和6年5月8日一部改訂  
文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

### 趣旨

教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下「免許法」という。）第3条に定めるとおり、教育職員（以下「教師」という。）は、原則として、同法に基づいて授与される免許状を有しなければならない、この免許状は、勤務する学校種及び担任する教科に相当するものでなければならない（相当免許主義）。これは、教育基本法に定める学校教育の目的の達成を、教師の資質能力の面から制度的に担保する原則である。

免許法附則第2項に定める免許外教科担任制度は、とりうる手段を尽くしてもある教科の免許状を保有する中学校、高等学校等の教師が採用できない場合の例外として、1年以内の期間に限り、授与権者である都道府県教育委員会の許可により、当該教科の免許状を有しない教師が当該教科の教授を担当するものである。

この制度は、相当免許主義の例外として本来抑制的に用いられるべきものであり、国、教育委員会、学校におけるこれまでの取組により、長期的には許可件数が減少してきた。しかしながら、現在でも年間1万件程度の許可が行われており、これをできる限り縮小していくことが必要である。

また、免許外教科担任によらざるを得ない場合にも、当該教科を担当する教師への支援及び負担軽減策を行うことを通じて、できる限り教育の質を向上させることが必要である。

これらのことを踏まえ、免許外教科担任の許可件数の更なる縮小と、許可が行われる場合の教育の質の向上を図るため、以下において、免許外教科担任制度の運用の指針を示す。

なお、この指針は都道府県教育委員会において共通的に考慮することが適当と考えられる点を整理したものである。都道府県教育委員会においては、この指針を参照するとともに、各地域の実情に応じてより適切な制度の運用を行っていくことが期待される。

## 第1章 免許外教科担任制度に係る基本的な方針

### 1. 免許外教科担任制度に係る基本的な考え方

教師は勤務する学校種及び担任する教科に相当する免許状を有しなければならないという相当免許主義の趣旨に鑑み、その例外である免許外教科担任については安易な許可は行わないことが原則である。許可に係る具体的な留意点については第2章に示すとおりである。

教育委員会においては、免許外教科担任の許可が必要な状況が可能な限り生じないよう、各学校種、各教科の指導に必要な教師を計画的に採用し、適正に配置することが求められる。

以上の取組には、養成、採用、研修全体を通じた対応が必要である。そのためには、教育委員会と、近隣の教職課程を有する大学等との連携が重要であり、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第22条の7第1項に規定する協議会を活用することが効果的であると考えられる。

### 2. 免許外教科担任の解消に向けた遠隔授業の活用等

趣旨に示したとおり、免許外教科担任の許可件数はできる限り縮小していくことが必要であり、1. に示した養成、採用、研修全体を通じた対応が必要であるが、免許外教科担任の解消に向けては、「教科・科目充実型」の遠隔授業<sup>1</sup>を積極的に活用することも考えられる。

「教科・科目充実型」の遠隔授業を活用するに当たっては、以下の点に留意すること。

中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程及び特別支援学校中学部（以下「中学校等」という。）においては、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第77条の2の規定に基づき、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施することが可能である。さらに、「学校教育法施行規則第77条の2の規定に基づき、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履

---

<sup>1</sup> 遠隔授業の類型は以下のとおりだが、これらの類型は便宜上整理したものであり、各学校・教育委員会においては、文部科学省の示す留意事項等を踏まえつつ、過度に型にとらわれることなく、それぞれの現場の創意工夫に基づき柔軟な取組を進めることが期待される。

①合同授業型

相当免許状を有する教師等（免許外教科担任を含む。）が配置された学校の教室同士を遠隔でつなぎ、合同で授業を実施する形態。

②教師支援型

相当免許状を有する教師等（免許外教科担任を含む。）を受信側に配置しつつ、ALTや大学教授等の専門家等が遠隔の場所から協働して授業に参画する形態。

③教科・科目充実型

当該学校の教師（当該教科の相当免許状は不要。）を受信側に配置しつつ、相当免許状を有する教師等（免許外教科担任を含まない。）が遠隔の場所から配信側として授業を実施する形態。

修させることができる場合を定める件」(令和元年文部科学省告示第 56 号) により、都道府県教育委員会等の適切な関与の下、中学校等において、生徒の教育上適切な配慮がなされているものとして同告示に掲げる基準を満たしていると認められる場合であれば、文部科学大臣の指定によらず、相当免許状を有する教師等(免許法第 3 条の 2 の特別非常勤講師や免許法第 16 条の 5 第 2 項の中学校専科担任を含む。以下同じ。)による「教科・科目充実型」の遠隔授業が実施可能となっている。

この場合において、「教科・科目充実型」の遠隔授業の受信側の教室に配置しなければならない教師は、当該教科の相当免許状が不要であることから、従来、当該教科を担当していた者に対する免許外教科担任の発令を解消することが可能である。

このほか、中学校等において「教科・科目充実型」の遠隔授業の活用に係る留意事項等については、「義務教育段階における質の高い教育の実現に向けた遠隔教育の活用について(通知)」(令和 6 年 3 月 29 日付け 5 文科初第 2543 号初等中等教育局長通知)を確認されたい。

参考 URL :

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/zyouhou/detail/1420756\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1420756_00001.htm)

高等学校、中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部(以下「高等学校等」という。)においても、学校教育法施行規則第 88 条の 3 に基づき、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施することが可能である。

高等学校等においては、中学校等の場合と異なり、「高等学校等におけるメディアを利用して行う授業の実施に係る留意事項」(27 文科初第 289 号。5 文科初第 2030 号最終改正。)に定める一定の要件を満たす場合には、例外的に、受信側の教室等に必ずしも当該高等学校等の教師を配置することを要しないことから、従来、当該教科を担当していた者に対する免許外教科担任の発令を解消することが可能である。

このほか、高等学校等において「教科・科目充実型」の遠隔授業を行う際の留意事項等については、「高等学校等における多様な学習ニーズに対応した柔軟で質の高い学びの実現について(通知)」(令和 6 年 2 月 13 日付け 5 文科初第 2030 号初等中等教育局長通知)を確認されたい。

参考 URL :

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/kaikaku/1358056.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kaikaku/1358056.htm)

## 第2章 免許外教科担任の許可の審査における具体的な留意事項

### 1. 免許外教科担任の許可の手続について

各学校が免許外教科担任制度の趣旨を正しく理解し、適切な申請が行われるよう、都道府県教育委員会においては、免許外教科担任の許可に係る具体的な審査基準を定めておくことが適当である。また、都道府県教育委員会による審査の際には、教育職員免許法施行規則附則第18項に基づいて申請書に記載される事項を十分に考慮するとともに、審査基準に基づき適切に運用を行う必要がある。

なお、審査基準は、各地域の特性や実態、学校教育を巡る環境の変化等に応じて、適宜見直しを行うことが望ましい。

### 2. 免許外教科担任の許可が必要な理由について

前述のとおり、免許外教科担任制度は相当免許主義の例外であり、都道府県教育委員会においては安易な許可を行わないよう、個々の許可の必要性について十分に吟味する必要がある。都道府県教育委員会においては、許可の必要性を判断する際には例えば以下のような点に留意する必要がある。

- ・とりうる手段を尽くしても当該教科の免許状を有する教師を確保することができず、許可の申請はやむを得ないものであるか。
- ・許可を申請する学校の教師の持ち時間数の調整を目的とするようなものとなっていないか。

### 3. 免許外教科を担当する教師について

免許外教科を担当する教師は、専門としない教科の授業準備や教材研究を行わなければならないため、通常よりも負担が大きくなると考えられる。都道府県教育委員会においては、当該免許外教科担任の負担が過重とならないよう、許可の際には例えば以下のような点に留意する必要がある。

- ・当該教師が免許外教科を担当することにより、担任する授業数が過重なものとなっていないか。
- ・当該教師が保有する免許状の教科を担当せず、免許外教科のみを担当することとなっていないか。
- ・他に適任者がいるにもかかわらず、研修等に専念すべき初任者や経験年数の浅い教師に免許外教科を担当させることとなっていないか。

#### 4. 免許外教科を担当する教師への支援及び負担軽減策について

免許外教科担任を許可せざるを得ない場合においては、当該教科の指導に必要な知識、技能をできるだけ補えるような支援策を講ずることで、教育の質を上げていくことが求められる。都道府県教育委員会においては、許可の際には、設置者、採用権者、学校等において、例えば以下のようなものを含め、適切な支援策が講じられるよう留意することが適切である。

- ・ 免許外教科担任に対する免許外教科の指導に関する研修等の受講を計画すること
- ・ 許可を申請する学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、その他の教師による、免許外教科担任を支援する体制を整備すること
- ・ 担任する免許外教科について遠隔授業を活用するなど、当該免許外教科担任を支援する体制を整備すること（以下参照）

また、免許外教科担任の許可を受けた教師が対面で指導している場合でも、当該免許外教科担任への支援策として「合同授業型」や「教師支援型」の遠隔授業により、当該教科に関する相当免許状を有する者や当該教科に関する専門家等が遠隔で授業に参画することは、免許外教科担任の支援や負担軽減につながるとともに、授業の質を高める上で有益と考えられる。

さらに、免許外教科担任の負担軽減のため、当該教科に係る全ての授業を当該免許外教科担任が担当するのではなく、当該教科の領域の一部（例えば、「技術」の中の「プログラミング」に係る授業）について、相当免許状を有する教師等が遠隔で指導し、その間の受信側教師として、当該免許外教科担任以外の教師を配置することも考えられる。なお、この場合には「教科・科目充実型」の遠隔授業となり、必要な基準を満たす必要があることに留意が必要である。

遠隔教育の実施に当たっては、「遠隔教育の推進に向けた施策方針」（平成30年9月）において、遠隔システムを活用することが効果的な学習場面や目的・活動例等を示しているほか、「遠隔教育システム活用ガイドブック（第3版）」（令和3年3月）において、遠隔教育を実施する際の参考となるポイントをまとめており、これらも参考とすること。

「遠隔教育の推進に向けた施策方針」（平成30年9月）

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/zyouhou/detail/\\_icsFiles/afieldfile/2018/09/14/1409323\\_1\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/_icsFiles/afieldfile/2018/09/14/1409323_1_1.pdf)

「遠隔教育システム活用ガイドブック（第3版）」（令和3年3月）

[https://www.mext.go.jp/content/20210601-mxt\\_jogai01-000010043\\_002.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20210601-mxt_jogai01-000010043_002.pdf)

## 第3章 その他

### 1. 現職の教師以外の多様な人材の活用

免許外教科担任の解消に向けては、普通免許状を保有する教師以外にも、免許状を保有しないが高い専門性と多様な経験を有する社会人など、教師として働く意欲と能力を持つ者に対して免許状を授与し、非常勤講師等で活用していくことも考えられる。特に、候補者が特別免許状の授与要件を満たす場合には、積極的に特別免許状を授与し、教師として迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応やその活性化を図ることが望ましい。

#### 【参考】特別免許状の授与について

都道府県教育委員会による特別免許状の積極的な授与に資するとともに、特別免許状所持者による教育の質を担保するため、平成26年6月、文部科学省において「特別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針」を策定するとともに、特別免許状の更なる円滑な活用の促進に向けて、令和3年5月、令和6年5月に改訂を行っている。特別免許状の授与に当たっては、同指針を参考とすること。

「特別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針」（平成26年9月、令和6年5月8日最終改訂）

[http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/detail/\\_icsFiles/afieldfile/2014/06/23/1348574\\_3.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2014/06/23/1348574_3.pdf)

### 2. 複数教科の免許状取得の促進について

一人の教師が複数の学校種や教科の免許状を取得して授業を担当できるようになることは、学校段階間の接続を見通して指導する力や教科横断的な視点で学習内容等を組み立てていく力など、複数の学校種・教科等にわたる幅広い理解に基づいた、教師としての総合的な指導力の向上にもつながると考えられる。このような観点から、現職の教師や教職課程に在籍する学生に複数の教科の免許状の取得を促進することが考えられる。

現職の教師が同じ学校種の別の教科の免許状を取得しようとする場合には、免許法別表第4に規定する要件を満たすため、所定の単位を修得する必要がある。この単位の修得は、大学の課程での学修のほか、文部科学大臣の認定を受けて大学や教育委員会等が開設する講習や公開講座、通信教育（以下「免許法認定講習等」という。）の受講等により行われる。

都道府県教育委員会においては、特に免許外教科担任の許可件数の多い教科の免許状について、現職の教師が免許状を取得できるよう、講習の受講機会を確保することや、近隣の大学等と連携し、免許法認定講習等の充実を図ることが期待される。また、免許法認定講習等は、現職研修などとの相互実施が可能となっており、受講の促進とともに効率的な受講ができるよう、相互実施について積極的に検討することが望ましい。